

## 入札のお知らせ

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和5年9月29日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は、次のとおりである。

番 号	物品 第19号
件 名	非常用給水袋購入
履 行 場 所	秋田市檜山登町12番43号 秋田市上下水道局 川口汚水中継ポンプ場
履 行 期 限	令和6年3月22日まで
入札参加要件	次の①から③までの要件を全て満たしていること。 ①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に契約を締結することができる営業所等を有していること。 ②地方自治体発注の非常用給水袋の納入実績があること。 ③非常用給水袋の性能を確認するために実施する水質試験に合格できること。 (基本的要件については別に記載)

### 2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 令和5年10月25日(水) 午前10時00分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 4階大会議室
- (3) 入札保証金 秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により免除
- (4) 契約予定日 令和5年10月31日(火)
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

### 3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者であること。

### 4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和5年10月10日（火）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査の上、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。

#### ア 秋田市総務部契約課登録業者の方

- (ア) 一般競争入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）および契約書の写し
- (ウ) 納入予定非常用給水袋2枚

#### イ 秋田市総務部契約課登録業者ではない方

- (ア) 一般競争入札参加申込書（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）および契約書の写し
- (ウ) 納入予定非常用給水袋2枚
- (エ) 登記事項証明書（写し可。一般競争入札参加申込書を提出する日を基準として3箇月以内に発行されたものに限る。）。個人にあつては、営業の事実を証する書類
- (オ) 納税証明書（写し可）
  - a 直近の事業年度の消費税（税務署で「その3（未納税額のない証明用）」又は「その3の3（法人税及び消費税及地方消費税について未納税額のない証明用）」の発行を受けること。）
  - b 秋田市に納めた直近の事業年度の法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
  - c 秋田市に納めた直近の固定資産税（納付期限が到来している期の分までの直近4期分。ただし、秋田市で事業を行っていて、固定資産税が課税額0円のと

きは「課税証明書」、固定資産を有していないときは「資産がない証明書」を最新年度分について提出すること。)

※ 納税証明書に代わって、各納付書の領収証書の写し、あるいは固定資産税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可とする。

(カ) 支店又は営業所等で入札参加申込みをする場合は、入札書ならびに見積書の提出に関する事、契約締結に関する事およびその他契約に付帯する一切の事についての権限を委任する旨の委任状（任意の様式で可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和5年9月29日（金）から同年10月10日（火）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書等 秋田市上下水道局ホームページから入手すること。

上下水道局ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html>

5 水質試験に関する事項

(1) 水質試験について

ア 非常用給水袋の性能を確認するため、納入予定の非常用給水袋を使用し、貯留水の保存性に関する水質試験を実施する。

イ 非常用給水袋に貯留した水道水の遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上を3日間保つことができる場合に合格とする。

(2) 試験方法

ア 試験には採水の時点で0.4mg/L程度の残留塩素濃度の水道水を用いる。

イ 本水質試験における採水および測定は、水道法第20条の2の規定により厚生労働大臣の登録を受けた事業者へ委託し、当該事業者が保有している器具等を用いて行う。

ウ 試験期間は入札参加申込期限後の令和5年10月13日（金）から同月16日（月）までの3日間とする。

(3) 注意事項

ア 本水質試験結果は入札参加申込者の求めに応じ、発注課において閲覧できるものとする。

イ 本水質試験は、納品予定品と本市の水道水との適性を確認するものであり、水道法や食品衛生法に基づくものではなく、本水質試験の結果を受けて入札への参加が不可となったとしても、製品として各関係法令等に適合していないということでは

ない。

#### 6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、令和5年9月29日（金）から同年10月24日（火）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載する。

#### 7 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、令和5年10月20日（金）に一般競争入札参加資格証を交付する。

#### 8 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市上下水道局総務課管財係  
電話 018-823-8434